

行政経営会議 事案書

開催日：令和5年11月20日（月）

担当課：市立病院事務局病院総務課・総務部人財課

件名：大和市一般職員の特殊勤務手当に関する条例（以下、「特勤条例」という）の一部改正案について

提出理由：医師の働き方改革に伴う勤務体制の見直しに応じて特殊勤務手当を見直したいため

内 容：

1. 背景等

- ・国では、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するためとして、長時間労働、過重労働の解消を目的に医師の働き方改革を推進している。
- ・特に長時間労働等の要因になり得る平日夜間・休日の宿日直については、その勤務実態の把握と勤務実態に即した勤務形態への変更が求められている。

2. 現状と課題

- ・当院で宿日直を行っているのは、内科、外科、小児科、産婦人科、脳神経内科・外科、麻酔科の6部門となる。
- ・その中で大和市救急医療体制の輪番日となる内科の土曜・日曜日の宿日直については、救急患者対応で多忙であり、休息・睡眠時間を十分に確保することが難しい場合があり、宿日直明けに引き続き医師が勤務する際の診療への影響が懸念されるほか、長時間労働等を招く恐れが少なくない。
- ・そこで来年度、内科では土曜・日曜日を宿日直ではなく交代制勤務（正規勤務）とし、夜勤明け後に代償休暇が付与できるよう勤務形態を改める予定である。
- ・一方、内科ほどに救急患者対応が多忙ではなく、宿日直中に休息・睡眠時間の確保ができる産婦人科などでは勤務形態を見直す必要が生じないため、今後、平日夜間・休日に救急診療に従事する医師には、宿日直と正規勤務の者とが混在することになる。
- ・その際、現行の特勤条例では、正規勤務の一部又は全部が深夜（22：00～5：00）に及ぶ場合に支給する夜間看護等手当は医師には支給されず、宿日直医師が救急診療に従事した際に支給する救急勤務医手当は、交代制勤務の医師には支給できないという不均衡、不合理な状況が発生する。

3. 特勤条例の見直しについて

（1）特勤条例一部改正案の考え方

- ア. 看護職等との均衡を図るため、医師の深夜に及ぶ正規勤務に対しても手当を支給できるよう、また、平日夜間・休日において勤務形態に関わらず救急勤務医手当が支給できるよう見直す。
- イ. 平日夜間・休日に限られた人員体制で、予測不能、かつ同時多発する救急患者に対応しなければならない特殊な環境下での勤務であることを踏まえつつ、働き方改革に資する勤務負担の平準化や、勤務実績評価の適正化を促すことができる手当となるよう見直す。
- ウ. 病院の収益確保に資するような手当となるよう見直す。

（2）特勤条例一部改正案の内容

現行	改正後
夜間看護等手当 深夜勤務する看護職や薬剤師など一部の医療技術職のみに支給する手当として規定されている。 ※医師が含まれていない。	夜間医療・看護等手当 【条項を新設（追加）】 深夜勤務する医師の従事時間に応じ、 4時間以上 12,000円 4時間未満 6,000円 を支給する。
救急勤務医手当 宿日直中に 救急診療従事 15,000円 緊急入院決定 5,000円 勤務時間外の 緊急呼出 10,000円	救急勤務医手当 勤務形態に関わらず、 救急診療従事 12,000円 ⑩救急車応需 2,500円 緊急入院決定 2,500円 ⑩急患主治医 2,500円 勤務時間外の 緊急呼出 7,500円

（3）人件費の動向

- ・今般の勤務形態の見直しや手当改正に伴う人件費への影響は、勤務形態の見直しにより宿日直手当や宿日直中の時間外勤務手当が不要となることに加え、救急勤務医手当の見直しでは、手当新設に当たり既存手当額を組み替え、現費用を超過しないよう調整しているため、試算で約5,900千円の削減が見込まれる。

経 過

- H30.7 働き方改革を推進するための関係法律整備に関する法律公布
- R 3. 5 良質かつ適切な医療を効果的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律公布

今後の予定

- R6. 3 条例の改正議案上程
- R6. 4 改正条例施行